

平成 20 年 7 月 10 日

酒販年金関係報告

(追記報告)

- ・前事務局長関秀雄に対する業務上横領・背任被告事件の裁判結果については、下記の通りとなった。

裁判所	東京高等裁判所（裁判部：第 8 刑事部）
裁判年月日	平成 20 年 6 月 24 日
判決主文	控訴棄却未決勾留 200 日算入（控訴審）
確定年月日	平成 20 年 7 月 9 日
確定刑	懲役 7 年